

平成21年 9月29日
告示第549号

改正 平成25年 8月20日告示第453号

令和 3年12月24日告示第714号

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成21年神奈川県規則第73号）第1条第2項の規定により、温室効果ガスの排出の量の削減に著しく寄与する機械器具を次のとおり指定し、平成21年10月1日から施行する。

- 1 給湯器であつて次に掲げるもの
 - (1) ヒートポンプ給湯器
 - (2) 潜熱回収型給湯器
 - (3) ガスエンジン給湯器
- 2 ヒートポンプ技術を用いた高効率の空気調和設備
- 3 発光ダイオードを用いた省エネルギー器具
- 4 自動車であつて次に掲げるもの
 - (1) 電気自動車
 - (2) ハイブリッド自動車
 - (3) 水素自動車
 - (4) 燃料電池自動車
 - (5) 天然ガス自動車
 - (6) ディーゼル代替LPガス自動車
- 5 コージェネレーションシステム（ガスエンジン給湯器及び燃料電池以外で、エネルギー消費効率の高いものに限る。）
- 6 燃料電池（燃料電池自動車に搭載されるものを除く。）
- 7 エネルギーマネジメントシステム（エネルギー消費量の計測、記録及び表示並びにエネルギー利用設備の制御を行う機能を有するものに限る。）

前文抄（平成25年 8月20日告示第453号）

平成25年10月1日から施行する。

前文抄（令和 3年12月24日告示第714号）

公表の日から施行する。